

特別養護老人ホームまるめろ 利用料金のご案内

○1ヶ月(30日)あたりの利用料金の目安【1割負担】

(30日計算)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険費用	施設サービス費	652単位/日	720単位/日	793単位/日	862単位/日	929単位/日
	各種加算合計	2323単位/月				
	処遇改善加算	総単位の8.3%				
	特定処遇改善加算	総単位の2.7%				
	負担費用合計 A	24,944円	27,269円	29,767円	32,126円	34,418円
自費負担費用	食費	第1段階	300円/日			
		第2段階	390円/日			
		第3段階①	650円/日			
		第3段階②	1,360円/日			
		第4段階	1,600円/日			
	居住費	第1段階	820円/日			
		第2段階	820円/日			
		第3段階①	1,310円/日			
		第3段階②	1,310円/日			
		第4段階	3,000円/日			
	費用合計 B	第1段階	33,600円			
		第2段階	36,300円			
		第3段階①	58,800円			
		第3段階②	80,100円			
		第4段階	138,000円			
1ヶ月分費用合計 (A+B)	第一段階	58,544円	60,869円	63,367円	65,726円	68,018円
	第二段階	61,244円	63,569円	66,067円	68,426円	70,718円
	第三段階①	83,744円	86,069円	88,567円	90,926円	93,218円
	第三段階②	105,044円	107,369円	109,867円	112,226円	114,518円
	第四段階	162,944円	165,269円	167,767円	170,126円	172,418円

※ 上記の料金は1ヶ月を30日として算出した目安です。

wari

※ 介護保険 各種加算

看護体制加算Ⅰ及びⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、個別機能訓練Ⅰ及びⅡ、栄養マネジメント加算、サービス提供体制加算Ⅱ、
口腔衛生管理加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、排泄支援加算Ⅰ、科学的推進体制加算Ⅱ

※ 利用者様の状態や施設の体制等により加算が変更となります。

※ 医療費、個人にかかる健康管理費(受診、予防接種。内服薬等)、行事・趣味・レクリエーション費用、
その他の日常生活上必要となる物品等については実費となります。

特別養護老人ホームまるめろ 利用料金のご案内

○1ヶ月(30日)あたりの利用料金の目安[2割負担]

(30日計算)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 保険 費用	施設サービス費	652単位/日	720単位/日	793単位/日	867単位/日	929単位/日
	各種加算合計	2323単位/月				
	処遇改善加算 (総単位の%)	総単位の8.3%				
	特定処遇改善加算 (総単位の%)	総単位の2.7%				
	負担費用合計 A	49,889円	54,539円	59,535円	64,253円	68,837円
自費 費用	食費	1,600円/日				
	居住費	3,000円/日				
	費用合計 B	138,000円				
1ヶ月分費用合計 (A+B)		187,889円	192,539円	197,535円	202,253円	206,837円

○1ヶ月(30日)あたりの利用料金の目安[3割負担]

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 保険 費用	施設サービス費	652単位/日	720単位/日	793単位/日	867単位/日	929単位/日
	各種加算合計	2323単位/月				
	処遇改善加算 (総単位の%)	総単位の8.3%				
	特定処遇改善加算 (総単位の%)	総単位の2.7%				
	負担費用合計 A	74,834円	81,809円	89,302円	96,379円	103,256円
自費 費用	食費	1,600円/日				
	居住費	3,000円/日				
	費用合計 B	138,000円				
1ヶ月分費用合計 (A+B)		212,834円	219,809円	227,302円	234,379円	241,256円

※ 上記の料金は1ヶ月を30日として算出した目安です。

※ 介護保険 各種加算

看護体制加算Ⅰ及びⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、個別機能訓練Ⅰ及びⅡ、栄養マネジメント加算、サービス提供体制加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、排泄支援加算Ⅰ、科学的推進体制加算Ⅱ

※ 利用者様の状態や施設の体制等により加算が変更となります。

※ 医療費、個人にかかる健康管理費(受診、予防接種、内服薬等)、行事・趣味・レクリエーション費用、その他の日常生活上必要となる物品等については実費となります。